

○東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱

平成29年3月22日

決裁

(目的)

第1条 この要綱は、心身の障害等の理由により外出が困難な65歳以上の在宅の高齢者（以下「在宅高齢者」という。）に対し、理容師又は美容師が自宅を訪問し、理容又は美容サービスを提供する東松山市訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、在宅高齢者の生活衛生の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認定の結果、要介護2以上と認定された在宅高齢者とする。ただし、次に掲げる施設等に入所し、又は入居している者は、この要綱による事業の対象者に含まないものとする。

- (1) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する施設
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(事業の実施)

第3条 事業は、第5条の規定によりサービスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の自宅を、第11条第2項に規定する登録従事者が訪問し、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に規定する理容又は美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に規定する美容を行うことにより実施するものとする。

(申請の手続)

第4条 事業を利用しようとする者は、東松山市訪問理美容サービス事業利用

申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（利用決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査した上で可否を決定し、東松山市訪問理美容サービス事業利用決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（利用券の交付等）

第6条 市長は、利用者に対し、東松山市訪問理美容サービス事業利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を交付するものとし、交付の枚数は、申請日が属する月から当該年度の3月までの月数を3で除して得た数とする。ただし、その数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げて得た数とする。

2 利用券は、1枚につき1回の事業に利用できるものとし、有効期限は、交付の日の属する年度の末日とする。

3 利用券の再交付は行わないものとする。

4 利用者は、利用券を他の者に譲渡等をしてはならない。

（費用負担）

第7条 市は、登録従事者の訪問に要する費用として、1回につき2,000円を負担する。ただし、第11条第2項に規定する登録事業者が、登録従事者の訪問に要する費用の金額を設定している場合は、当該金額と2,000円を比較して少ない額を負担する。

2 登録従事者の訪問に要する費用以外の実費は、利用者の負担とし、登録従事者に直接支払うものとする。

（中止の手續）

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに東松山市訪問理美容サービス事業利用中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 転出したとき。

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 事業を受ける必要がなくなったとき。

(従事者の資格)

第9条 訪問による理容又は美容（以下「訪問理美容」という。）を行うことができる従事者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 店舗を有する事業所に属していること。

(2) 訪問による理容を行う場合にあっては理容師法に規定する理容師免許を、訪問による美容を行う場合にあっては美容師法に規定する美容師免許を有していること。

(登録の申請)

第10条 訪問理美容を行おうとする事業者は、従事者の意向を踏まえ、東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録（新規・更新）申請書（様式第5号）により市長に登録の申請をするものとする。

(登録の通知等)

第11条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録するか否かを決定し、その旨を東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録決定・却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により登録決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）及び従事者（以下「登録従事者」という。）の登録有効期限は、3年以内とする。

(登録の変更等)

第12条 登録事業者は、東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録（新規・更新）申請書に記載した事項の変更又は取消しの承認を受けようとするときは、東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録（変更・取消）申出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する取消しの申出があった場合のほか、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 不正行為があったとき。
- (2) 市長が登録事業者として不相当と認めたとき。

(費用の請求等)

第13条 第7条第1項の規定により市が負担すべき費用の請求は登録事業者が行うものとする。

2 登録事業者は、前項の請求をするときは、訪問理美容を実施した日の属する月ごとに集計し、翌月10日までに東松山市訪問理美容実施報告書兼請求書（様式第8号）に利用券を添えて、市長に請求するものとする。ただし、3月分の提出期限については、市長が別に定める。

3 市長は、前項の請求があったときは、その内容を照合して支払の額を確定し、東松山市訪問理美容サービス事業支払額確定通知書（様式第9号）により通知する。

(登録事業者等の遵守事項)

第14条 登録従事者は、事業実施に当たっては東松山市訪問理美容業務登録従事者証（様式第10号）を携行し、提示しなければならない。

2 登録従事者は、その身分を失ったときは、東松山市訪問理美容業務登録従事者証を直ちに市長に返還しなければならない。

3 登録事業者及び登録従事者は、事業実施に際しては、関係法令及び出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）に十分留意し、事業の中で生じた事故等について一切の責任を負うものとする。

4 登録事業者及び登録従事者は、その事業実施において、訪問家庭に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

東松山市訪問理美容サービス事業利用申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

(申請者) 住所
氏名
電話

東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第4条の規定に基づき、訪問理美容サービスを利用したいので申請します。

ふりがな				
利用者氏名				
住所	東松山市			
電話番号				
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	要介護度		
サービスの利用を必要とする理由				
家族の連絡先	氏名	続柄	電話番号	備考

利用の決定に際し必要があるときは、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する訪問調査の結果及び主治医意見書の閲覧・利用に同意します。

利用者氏名

様式第2号（第5条関係）

東松山市訪問理美容サービス事業利用決定・却下通知書

年 月 日

様

東松山市長

訪問理美容サービス事業の利用について、東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定内容 決定（利用を認める） 却下（利用を認めない）
- 2 却下の理由

※申請内容に変更がある場合には、速やかに届出を行ってください。

- (1) 転出したとき。
- (2) 要介護状態区分に変更があるとき。（要介護1以下になったとき。）
- (3) 介護保険施設等に入所したとき。
- (4) 本事業を受ける必要がなくなったとき。

様式第3号（第6条関係）

東松山市訪問理美容サービス事業 利用券

サービスを利用した際、利用日を記入し登録従事者に渡してください。

利用者氏名 _____

年 月 日発行

発行者 東松山市長 印

利用日 年 月 日

有効期限 年 月 日

利用上の注意

本券は、表面に記載されている利用者以外の方は利用できません。

本券は、現金に換金することはできません。

利用者が東松山市から転出したとき、施設等に入所したとき等利用する資格がなくなったときは御連絡ください。

お問合せ先 〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号

東松山市役所

電話 0493-23-2221 (代)

様式第4号（第8条関係）

東松山市訪問理美容サービス事業利用中止届

年 月 日

東松山市長 宛て

(申請者) 住所
氏名
電話

東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第8条の規定に基づき、訪問理美容サービスの中止を届け出ます。

1 利用者氏名	
2 利用者住所	
3 中止の理由 (該当に○印)	<ul style="list-style-type: none">・転出・要介護状態区分変更（要介護1以下になった）・介護保険施設等に入所した・本事業を受ける必要がなくなった
4 備考	

様式第5号（第10条関係）

東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録（新規・更新）申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

（事業者）所在地

店舗名

代表者名

電話

印

東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第10条の規定に基づき、訪問理美容業務事業者及び従事者として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

従事者氏名	
従事者資格	理容師免許 ・ 美容師免許 添付書類 1 身分証明書用のカラー写真 （縦3.0cm横2.4cm以内、上三分身（おおむね胸から上）のもの） 2 理容師・美容師免許証等の写し（※更新の方は不要です。）
業務地域	1 市内全域 2 一部地域（ ）
業務日	
事業者として出張費設定の有無	有（ 円） ・ 無
東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第14条（登録事業者等の遵守事項）について確認しました。 はい ・ いいえ	

様式第6号（第11条関係）

東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録決定・却下通知書

年 月 日

様

東松山市長

訪問理美容業務事業者及び従事者について、東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	登録 ・ 却下
事業者所在地	
事業者名 (登録番号)	
登録従事者名 (登録番号)	
業務地域	1 市内全域 2 一部地域 ()
業務日	
登録有効期限	
却下理由	

様式第7号（第12条関係）

東松山市訪問理美容業務事業者及び従事者登録（変更・取消）申出書

年 月 日

東松山市長 宛て

（事業者）所在地

店舗名

代表者名

電話

印

東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第12条の規定に基づき、次の理由により、訪問理美容業務事業者及び従事者登録について（変更・取消し）を申し出ます。

理由	
申出の内容	
異動年月日	

様式第8号（第13条関係）

東松山市訪問理美容実施報告書兼請求書

年 月 日

東松山市長 宛て

(事業者) 所在地
店舗名
代表者名 印
電話

東松山市訪問理美容サービス事業実施要綱第13条の規定に基づき、次のとおり、利用券を添えて請求します。

訪問理美容実施年月	年 月分
利用券の枚数	枚
請求額	_____ 円 (内訳) 出張費 円 × 枚(利用券) = 円

支払については、下記口座への振込を希望します。

振込先金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合・労働金庫		支店			
	預金種目	普通・貯蓄・当座	口座番号			
	口座名義 (カタカナ)					

様式第9号（第13条関係）

東松山市訪問理美容サービス事業支払額確定通知書

年 月 日

様

東松山市長

年 月 日付けで提出のあった東松山市訪問理美容実施報告書兼請求書について、下記のとおり支払額を確定しましたので通知します。

記

- 1 支払確定額 _____ 円
- 2 支払方法 申請者が指定する口座へ振込

様式第10号（第14条関係）

東松山市訪問理美容業務 登録従事者証

登録番号

事業者名

氏名

有効期限 年 月 日まで有効

東松山市訪問理美容サービス事業の従事者
として登録していることを証する。

東松山市長



様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)